



消費者注意報

CASE.4

劇場型勧誘で高額被害多発!!

**特別なお取引なので
郵送で送金お願いします**

B社

社債のお申込み
ありがとうございます

A社

届いていませんか?
B社のパンフレット、
パンフレットをお持ちの方しか
買えないんです
代わりに買ってください
当社が**高額**で買い取ります

まあそうなの?
買ってみようかしら

1 2
4 3

A社

数日後

買い取ってもらう話は
どうなるの?

いまB社にお金送りました
買い取りよろしくお願いします

社債が届いたら
ご連絡くださいね

うまくやったな

この番号は
現在使われて
おりません



京のチェックポイント!!

- Q. あやしい勧誘が増えているってきいたけど?
- A. 勧誘役の業者と販売役の業者など複数の人物が登場し、演劇のような勧誘が行われる“**劇場型勧誘**”と呼ばれる手口が増えています。立場の違う複数の人から電話で購入するようすすめられるため“**買え買え詐欺**”とも呼ばれています。以前被害にあった人に、被害を回復すると言って近づく場合もあります。
- Q. “劇場型勧誘”の手口をもっと教えてください
- A. 「限られた人しか買えない」「名義だけ貸して欲しい」「高値で買い取る」と言ったり、「金融庁に届出している」「将来有望な事業だ」などと信用させようとします。また勧誘を断ると、今度は「警察沙汰になるぞ」「もうすでにあなた名義で購入済だ」と言って、支払いを強要するケースもあります。
- Q. 勧誘トラブルにあわないためには、どうしたらよいの?
- A. 勧誘の入り口はほとんどが電話です。常時留守電設定にしておいて知らない人からの電話に出ないことや電話を受けても話を聞かず**短く電話を切る**ことが肝心です。「あなただけ」にいい話が舞い込むことはありません。

ご相談はお近くの消費生活センターへ

～巧妙化する劇場型勧誘トラブル～

消費生活センターには、あやしい社債やファンドなど劇場型勧誘による詐欺的なもうけ話に関する相談が多く寄せられています。特に最近では被害額が高額になるケースも増加しており、被害者のほとんどが高齢者です。支払方法も振込ではなく、郵便や宅配便を利用させたり、現金を直接受け取りにくるなど、手口が巧妙化・悪質化しています。こうした場合には、証拠も残らないことが多く、お金を取り戻すことは極めて困難です。

気をつけて！
その電話、大丈夫？

業者のこんな言葉にご注意を！



業者が持ちかける取引は？

- ・ 新型エネルギー（シェールガス・天然ガス）事業
- ・ 外国（新興国）の高齢者マンション事業
- ・ I P S 細胞関連事業
- ・ CO2 排出権取引 ・ CFD 取引
- ・ ダイヤモンド など



勧誘の時によく口にするのは？

- ・ あなたは選ばれた特別な方です
- ・ 名義だけ貸してください
- ・ 費用の負担はありません
- ・ 以前の被害を取り戻します
- ・ 国の認可（または届出）があります

*届け出があっても信用性を保証するものではありません



取引を断ろうとしたときの脅し文句は？

- ・ 支払わなかったら訴えてやる
- ・ いまさら断れると思っているのか!
- ・ 名義貸しは罪になるんだからな!
- ・ 警察沙汰になるぞ

※上記はあくまでも手口の一例です。劇場型勧誘の手口は次々に変化しているのでテレビや新聞などで最新の手口について知っておくことが大切です。少しでもおかしいと思ったら、すぐに消費生活センターにご相談ください。

不安なときは
まずお電話を!

消費者ホットライン 0570-064-370
(お近くの消費生活相談窓口へつながります)

京都府消費生活安全センターくらしの相談 075-671-0004
高齢者消費生活ホットライン 075-671-0144

消費生活土日祝日電話相談（緊急のみ） 075-257-9002